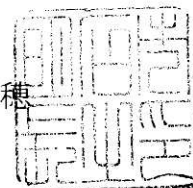


諮問第2号

明 都 諮 第 2 号
平成28年(2016年)1月14日

明石市都市計画審議会
会長 安田 丑作 様

明石市長 泉 房 穂



東播都市計画区域区分の変更〔兵庫県決定〕

みだしのことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条
第1項の規定により、次のとおり審議会に諮問します。

計 画 書

東播都市計画区域区分の変更

都市計画区域区分を次のように変更する。

1 市街化区域と市街化調整区域との区分

「計画図表示のとおり」

2 人口フレーム

単位：千人

区 分	年 次	平成 2 2 年	平成 3 2 年
	都市計画区域内人口		9 3 9
市街化区域内人口		7 5 9	7 3 1
配分する人口		—	7 2 7
保留する人口		—	3
（特定保留）		—	0
（一般保留）		—	3

理 由

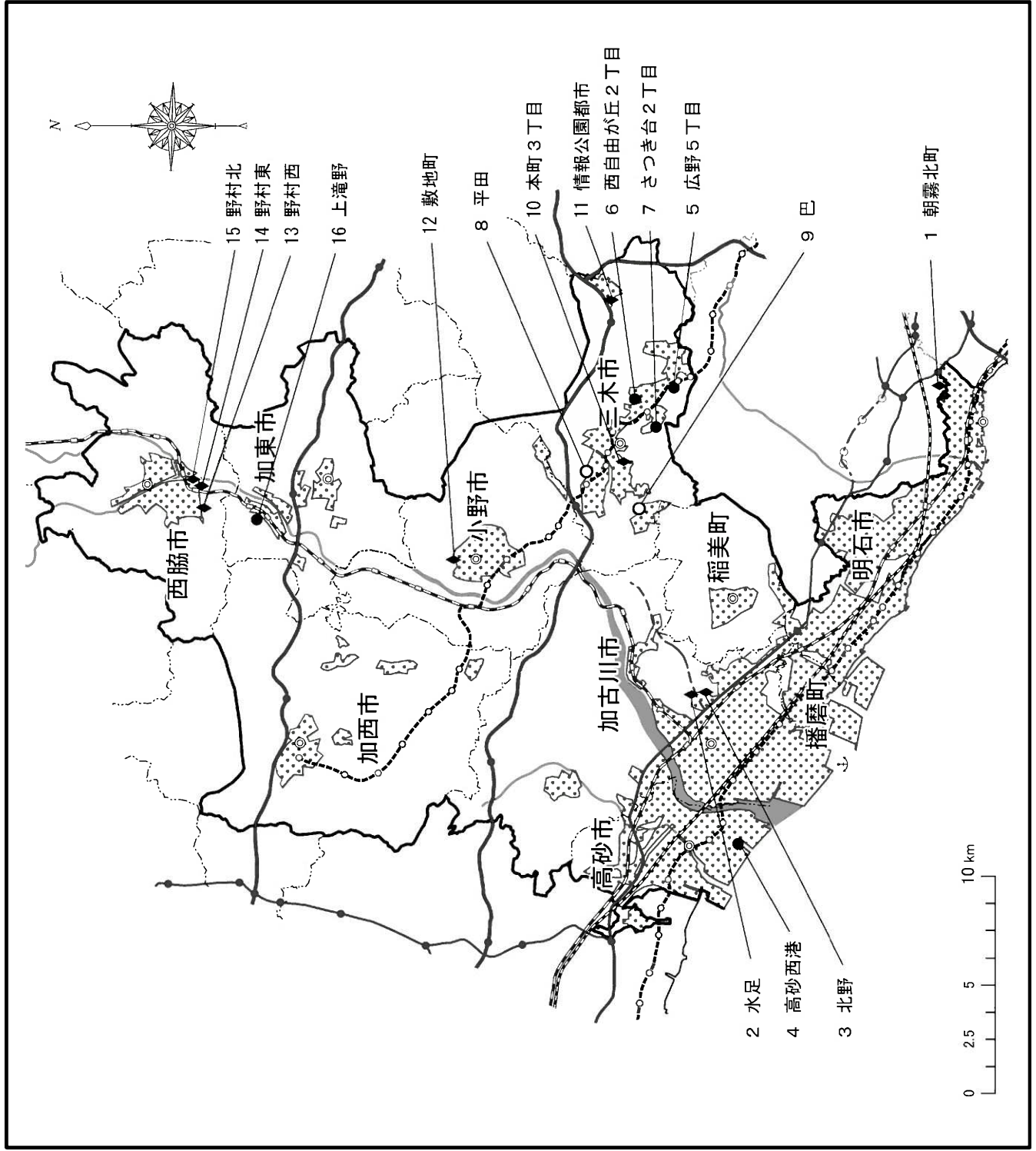
「別添理由書のとおり」


理 由 書

東播都市計画区域においては、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域との区分（以下「区域区分」という。）を昭和 46 年に定めた後、おおむね 5 年に一度の一斉見直しを行っており、今回第 7 回の一斉見直しを行うものである。

将来的な土地利用を見据え、計画的な市街地整備が確実に行われる区域を市街化区域に編入するなど、計画的な市街化を図るため、本計画のとおり区域区分を変更するものである。

東播都市計画区域
市街化区域・市街化調整
区域の変更概要図



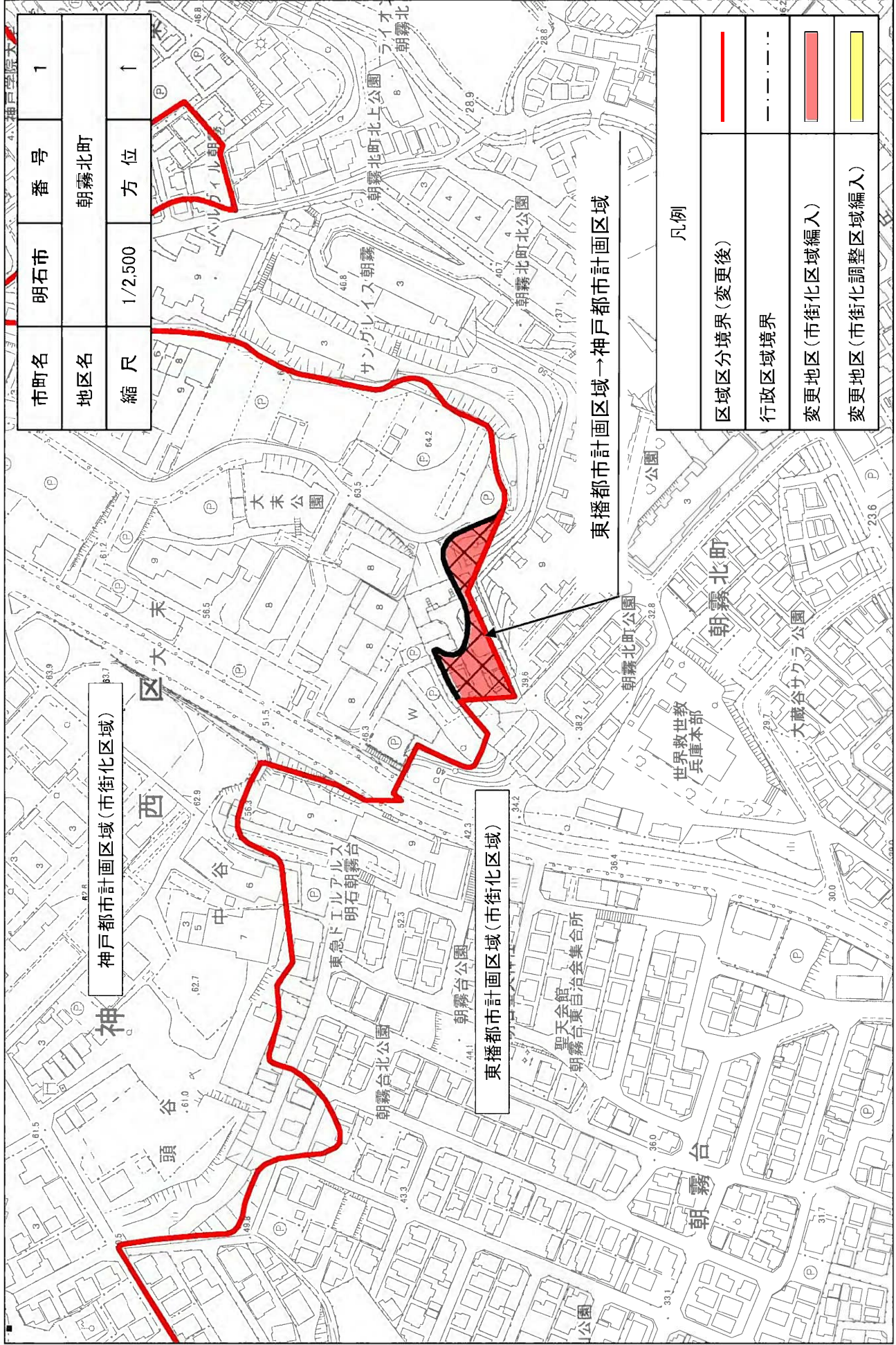
凡 例	
—	都市計画区域界
---	市 町 界
	現在の市街化区域
●	今回、市街化区域に編入を予定している区域
○	今回、市街化調整区域に編入を予定している区域
◆	今回、市街化区域の境界を調整する区域

東播都市計画区域区分の変更の概要

変更する地区の名称、変更概要は、別表及び別図のとおり

別表

市町名	番号	地区の名称	変更概要
明石市	1	朝霧北町	市街化区域の境界を調整
加古川市	2	水足	
	3	北野	
高砂市	4	高砂西港	市街化区域に編入
三木市	5	広野5丁目	
	6	西自由が丘2丁目	
	7	さつき台2丁目	
三木市	8	平田	市街化調整区域に編入
	9	巴	
	三木市	10	本町3丁目
11		情報公園都市	
小野市	12	敷地町	市街化区域の境界を調整
西脇市	13	野村西	
	14	野村東	
西脇市	15	野村北	市街化区域の境界を調整
加東市	16	上滝野	



市町名	明石市	番号	1
地区名	朝霧北町		
縮尺	1/2,500	方位	↑

凡例	
区域区分境界(変更後)	—
行政区域境界	- · - · -
変更地区(市街化区域編入)	■
変更地区(市街化調整区域編入)	■